

アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成 25 年 10 月 11 日

提出者

園 山 繁
萬 代 弘 美
中 村 芳 信

生 越 俊 一
石 原 真 一
福 田 正 明

嘉 本 祐 一
和 田 章 一 郎
浅 野 俊 雄

(別紙)

アルコール健康障害対策基本法(仮称)の制定を求める意見書

アルコール飲料は、我が国では「酒は百薬の長」、「社会の潤滑油」とも言われ、古くから、私たちの生活の中で親しまれているが、その一方で、アルコールの有害な使用によるアルコール健康障害が、飲酒者本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせている。

平成20年に行われた厚生労働省研究班による調査によれば、我が国のアルコール依存症者は約80万人、その予備軍を含めると約440万人にも上り、また、アルコール健康障害による死者数は年間約3万5千人とも言われている。

こうした中、平成22年、WHO（世界保健機関）は、「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を採択し、「国が適切な行動をとれば、アルコールの有害な使用は低減できる」として、加盟国に対し、施策の推進と報告を求めたところである。

しかし、我が国では、飲酒運転、うつ、自殺、震災後のストレス障害、DV、児童虐待、生活習慣病、認知症など、現在直面している多くの問題にアルコールが深く関連しているにもかかわらず、多岐にわたるアルコール健康障害対策について、総合的な施策を定めた法律がなく、十分な対策が講じられていない。

よって、国におかれては、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図るため、アルコール健康障害対策基本法（仮称）を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年10月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

【平成25年10月11日原案可決】